新入学(園)児童・園児の交通事故防止運動

問 総務課 消防交通係（内線 1106）

「あぶないよ いそぐきもちに しんこきゅう」をスローガンとし、次の期間新入学（園）児童・園児の交通事故防止運動を実施します。交通ルールを正しく守り、交通事故をなくしましょう！

■**期間**　4 月 6 日㈭～ 4 月 12 日㈬の 7 日間

■**重点事項**

①新入学（園）児童・園児の交通事故防止

②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

③道路横断中の交通事故防止

防災マップ(改訂版)を作成しました

問 総務課 消防交通係（内線 1106）

町では、改訂した「防災マップ」を行政区長・行政連絡員の皆さまにご協力をいただきながら住民の方に配布をしています。

事業所の方等で、防災マップが必要な方は、役場総務課消防交通係に設置していますので、来庁いただきますようお願いします。

伊達消防南分署からのお知らせ

「**山火事予防運動**」を 3 月 1 日から 5 月 10 日まで実施しています。福島県では昨年 33 件の林野火災が発生しており、6 割以上が 3 ～ 5 月に発生しています。春先は登山者によるたばこのポイ捨て、火入れ、たき火等が原因の林野火災が多くなります。たばこのポイ捨ては絶対にやめて、火入れ、たき火等は控えましょう！

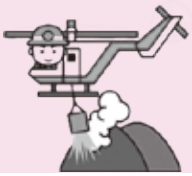

固定資産税課税台帳の縦覧について

問 町民税務課 税務係（内線 1302）

固定資産税課税台帳の縦覧を行います。

縦覧とは納税義務者が自分の所有する土地・家屋の評価額を他の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。これにより自分の土地や家屋が適正に評価されているかを判断していただけます。

ぜひこの機会にご自身の資産（土地・家屋）をご確認ください。

■**期間**　4 月 3 日㈪から 5 月 31 日㈬まで
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■**場所**　町民税務課税務係

■**縦覧できる方**　納税義務者、同居の親族、納税管理人、法定相続人、成年後見人等

■**持参するもの**　身分証明書（運転免許証、健康保険証等）

■**手数料**　無料

※課税標準額が免税点未満の納税義務者及び償却資産の縦覧は対象外となります。

消費税のインボイス制度に関する説明会

問 福島税務署法人課税第 1 部門（TEL 024-503-2417）

税務署では、事業者の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。説明会は、事前予約制により、各回とも定員になり次第、受付を終了します。

■**日時**　4 月 13 日㈭、26 日㈬

①午前 10 時 30 分～正午（定員 60 名）
主に消費税の課税事業者の方向け

②午後 1 時 30 分～ 3 時（定員 60 名）
主に消費税の免税事業者の方向け

■**会場**　福島市アクティブシニアセンター・アオウゼ　福島市曽根田町 1-18　MAX ふくしま 4 階 小活動室 1・2

自衛官募集

◎お問合せ　自衛隊福島募集案内所　024-(545)-7995

募集種目	資格	受付	試験期日
一般幹部候補生	【大卒程度】 22 歳以上 26 歳未満 【院卒者試験】(修士課程修了者等) 20 歳以上 28 歳未満	①3 月 1 日㈬ ～4 月 14 日㈮まで ②3 月 1 日㈬ ～6 月 15 日㈭まで	1 次：4 月 22 日㈯・23 日㈰ 2 次：5 月 26 日㈮～ 6 月 1 日㈭ 1 次：6 月 24 日㈯ 2 次：8 月 1 日㈪～ 8 月 7 日㈰
一般曹候補生	18 歳以上 33 歳未満 (32 歳の者は、採用予定月の末日現在 33 歳に達してない者)	①3 月 1 日㈬～ 5 月 9 日㈫まで ②7 月 1 日㈯～ 9 月 5 日㈫まで ③9 月 6 日㈬～ 11 月 30 日㈭まで	①1 次：5 月 19 日㈮～ 28 日㈰ 2 次：6 月 17 日㈯～ 7 月 2 日㈫ ②1 次：9 月 15 日㈮～ 24 ㈰ 2 次：10 月 14 日㈯～ 11 月 5 日㈰ ③1 次：12 月 9 日㈯～ 14 日㈭ 2 次：1 月 6 日㈯～ 1 月 14 日㈰
自衛官候補生	18 歳以上 33 歳未満	年間を通じて	受付時にお知らせします。

行　政

かわまた体験農園の利用者募集について

問 政策推進課 まちづくり推進係（内線 2405）

移住をご希望の方などに農業を体験していただくことで、移住や就農に繋げることを目的としています。

※町内の方もご利用いただけます

■**場所**　山木屋字社前３６

■**利用期間**　利用者が設定できます。ただし、３か月以上１年未満で、３月 31 日を超えない期間とします。なお、通算５年まで継続申請ができます。

■**休園日**　休園日はありませんが、月曜日と年末年始、早朝と夜間は管理人不在となります。

■**利用区画及び料金**　１区画 50 ㎡あたり　月額 5,000 円（ひと月未満の期間は日割り計算します）

※別途指定する期日までに、一括でお支払いいただきます。

■**農具**　次の農具の貸し出しを行っています。

鎌 / 鍬 / 剣先スコップ / 角スコップ / フォーク手押し一輪車 / 散水ジョウロ / 立鎌 / 散水ホース / 耕うん機

■**問合せ先**　株式会社 smile farm（運営受託）℡：070-4084-2799

メール：kawamata.taikennouen@outlook.jp

今月の行政相談の日程

問 総務課 文書広報係（内線 1104）

■**日時**　４月 11 日㈫　午後１時 30 分～４時

■**場所**　川俣町役場３階　委員会室２

※斎藤幸子相談委員（℡ 566-4020）、丹野雅直相談委員（℡ 566-4830）は電話でも受け付けています。

山木屋診療所の巡回送迎が始まります

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1406）

山木屋診療所では、山木屋地区にお住いの皆様の送迎を始めます。利用される場合は表によりご予約ください。

巡回日	巡回地区	申込方法
①第 1･3･5 水曜日 ②第 2･4 金曜日	１区、甲２区 乙２区、３区 ４区、５区	①済生会川俣病院へ前日までに電話申込（℡ 024-566-2323） ②山木屋診療所へ次回乗車日を受付に直接または電話申込（℡ 024-563-2024）
①第 2･4 水曜日 ②第 1･3･5 金曜日	６区、７区 甲８区、乙８区 ９区	

QR コードで町税の納付ができます

問 町民税務課 収納室（内線 1307）

令和５年４月から納付書裏面に記載されている金融機関等、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア店舗でのお支払いに加え、新たに納付書に印字される地方税統一 QR コードを読み取ることで、ご自宅のパソコン、スマホからクレジットカード等で納付できるようになります。

■**対象税目**

①町県民税（普通徴収）

②固定資産税

③軽自動車税（種別割）

④国民健康保険税（普通徴収）

■**新しい納付方法**

お手元の納付書に QR コードが印字されている場合、以下の納付方法を利用できます。

①ペイアプリ等での納付（スマートフォン決済）

②クレジットカード納付

③全国の金融機関での窓口納付（一部の金融機関を除く）。

④ダイレクト方式による口座振替

※納税手続きに係る通信費やクレジットカード納付に係る手数料は利用者負担になります。

納付方法等については変更または追加になる場合があります。詳しくは「地方税お支払いサイト」をご覧ください。

URL：https://www.payment.eltax.lta.go.jp/

地方税お支払いサイト QR コード

山菜類（野生）の出荷について

問 農林振興課 農林整備係（内線 1507）

福島県では、消費者の皆様に安全な県産農林産物をお届けするために、野生山菜類のモニタリング検査にご協力いただいています。出荷の前には、モニタリング検査を受ける必要があるか、県に確認してください。

また、川俣町で採取される以下の品目は、放射性物質の影響により出荷が制限されています。出荷制限品目は、販売（フリマアプリ、無人直売含む）、譲渡（有償無償を問わず）、加工食品の原料とすることはできませんのでご注意ください。

川俣町では、くさそてつ（こごみ）、たけのこ、ふきのとう、ぜんまい、たらのめ、わらび、こしあぶらは、出荷できません！！

※ふきのとう、たらのめは野生のもののみ

■**問合せ先**　福島県県北農林事務所　森林林業部林業課（℡ 024-521-2632）